平成３１年（ワ）第●●●号　損害賠償請求事件

原　告　　甲野　太郎

被　告　　乙川　次郎

準備書面（１）

令和元年５月１０日

名古屋簡易裁判所民事●係　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　原　　告　　　甲　野　太　郎

第１　答弁書「第３　被告の主張」に対する認否

　１　同１について

　　　否認する。

　２　同２について

　　　否認する。

３ 同３について

否認する。

第２　原告の主張

１　本件各イラストが原告の作成したものであること

　　被告は、本件各イラストが原告の製作したものであることを争うが、憶測や可能性を指摘するものに過ぎない。

本件各イラストには、著作権表示がないものの、「＠○○」というツイッターアカウント名が記載されている。同ツイッターアカウントは、原告のウェブサイト上にもリンクされているとおり、原告のアカウントである（甲４）。

原告は、実名でイラストレーターとして活動しており、本件各イラストと同じ絵柄で多数の作品をウェブサイト上で発表し、企業などからイラスト制作の仕事を受注している（甲５から甲８）。

このようにイラストレーターとして、公に職業として活動している原告が、第三者の作品を自らの作品として公開したり、著作権者として損害賠償請求をするはずがない。

２　被告が本件サイトの運営者であること

被告は、本件サイトの運営者ではないと主張する。しかしながら、本件サイトのドメインの保有者は、平成３１年１月１０日時点で被告である（甲９）。

原告が訴訟提起前に本件サイトのメールフォームから連絡したところ、これに対してメールで返信したのも被告であった（甲１０）。

　　これのことからすれば、被告が本件サイトの運営者であり、その掲載記事ウの内容について責任を負うことは明らかである。

３　損害額について

　　原告は、これまで、ウェブサイトに掲載する漫画につき、モノクロについては１ページ当たり２万円、カラーについては１ページ当たり４万円、掲載期間は１年間で２年目以降も使用する場合には契約更新を行い、二次使用については別途二次使用料が発生するとの条件で実際に漫画を提供したことがある（甲１１）。

　　　また、書籍の表紙カバー（カラー）１点当たり３万円、扉絵及び本文カット（モノクロ）１点当たり３０００円で、イラストの制作を受注したことがある（甲１２）。

このことからすれば、被告が、無断で本件各イラスト３点の掲載をしていた期間が３年に及ぶことを考慮すれば、そのライセンス料相当の損害金としては、合計金３０万円を下るものではない。

第３ 求釈明

　　　被告は、本件サイトの運営を第三者に委ねているため、被告はもはやサイト運営者ではないと主張しているが、被告が本件サイトの運営を委ねた第三者の氏名住所を明らかにされたい。

以上